第三節　地方支分部局
第一款　地方厚生局（第七百五条の二―第七百五十七条）
第二款　（略）
第二章～第四章　（略）
附則
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十一人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
2～9　（略）
（化学物質評価室及び環境改善・ばく露対策室）
第三十九条　化学物質対策課に、化学物質評価室及び環境改善・ばく露対策室を置く。
2　化学物質評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　職場における化学物質の危険性及び有害性についての調査に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）並びに化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価及びその結果に基づく化学物質の濃度等の基準に関すること。
二　化学物質の危険性及び有害性の表示及び通知に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
3　（略）
4　環境改善・ばく露対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　有害物による労働者の健康障害を防止するための保護具その他のばく露の防止に関すること。
四　石綿による労働者の健康障害の防止に関すること。
5　環境改善・ばく露対策室に、室長を置く。
（訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）
第四十一条　総務課に、訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官六人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。
2～9　（略）
（削る）
第五十三条から第五十七条まで　削除

第三節　地方支分部局
第一款　地方厚生局（第七百五条の二―第七百五十七条の二）
第二款　（略）
第二章～第四章　（略）
附則
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
2～9　（略）
（化学物質評価室及び環境改善室）
第三十九条　化学物質対策課に、化学物質評価室及び環境改善室を置く。
2　化学物質評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　職場における危険物の危険性及び有害物の有害性についての調査に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）並びに化学物質により労働災害が生ずるおそれの評価に関すること。
二　危険物の危険性及び有害物の有害性の表示及び通知に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
3　（略）
4　環境改善室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
（新設）
5　環境改善室に、室長を置く。
（訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）
第四十一条　総務課に、訓練受講支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。
2～9　（略）
第八款　子ども家庭局
（児童福祉調査官）
第五十三条　総務課に、児童福祉調査官を置く。
2　児童福祉調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち、児童の福祉に関する特定事項の調査及び調整に当たる。
（虐待防止対策推進室及び児童扶養手当特別指導監査官）
第五十四条　家庭福祉課に、虐待防止対策推進室及び児童扶養手当特別指導監査官三人以内を置く。
2　虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。
3　虐待防止対策推進室に、室長を置く。
4　児童扶養手当特別指導監査官は、命を受けて、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事務を行う。
第五十五条から第五十八条まで　削除